

鳥取県公報

平成28年2月5日(金) 第8771号

毎週火·金曜日発行

◇ 告 示 県統計調査の実施(78)(観光戦略課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
指定自立支援医療機関の指定(79)(障がい福祉課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•			2
指定居宅サービス事業者の指定(80)(東部福祉保健事務所)・・・・・・・					• 3
指定居宅介護支援事業者の指定 (81) (") ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					• 3
指定介護予防サービス事業者の指定(82)(〃)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					• 3
保安林の指定の解除予定(83)(森林づくり推進課)・・・・・・・・・・		•	•	•	. 3
砂利採取法による採取計画の認可の公表(84)(鳥取県土整備事務所)・・・	• •	•	•	•	• 4
土地改良事業計画の変更の認可(85) (西部総合事務所農林局)・・・・・・	• •	•	•	•	• 4
◇ 教委告示 定例教育委員会の招集(2) (教育総務課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	4
◇ 公 告 自衛官の募集(危機対策・情報課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	• 4
警備業法に基づく検定の実施(2件)(警察本部生活安全企画課)・・・・・・ ◇ 調達公告 一般競争入札の実施(鳥取県立厚生病院管財課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	•	• 5 • 8
♥ 胸壁五日					. 0

示

鳥取県告示第78号

鳥取県統計調査条例(昭和25年鳥取県条例第7号)に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例 施行規則(平成12年鳥取県規則第20号)第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

国内旅行に関する調査

2 調査の目的

首都圏在住者に対し、羽田空港を利用して国内旅行をする際の旅行先決定の意識や、求めているニーズ等を 把握し、今後の施策の基礎資料を得ることを目的とする。

- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域的範囲

首都圈(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)全域

(2) 属性的範囲

20歳から69歳までの男女

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア これまでに国内旅行で訪れたところ
 - イ 国内宿泊旅行をする際の多い旅行タイプ
 - ウ 国内宿泊旅行時の参考情報収集源
 - エ 国内宿泊旅行をする際に発案が多い者
 - オ 中国地方を旅行した際に一緒に回った地域と交通手段
 - カ 鳥取県を訪れた際に楽しんだもの
 - キ 鳥取県を訪れた際の同行者
 - (2) その基準となる期日

調査票の入力日

- 5 報告を求める者
 - (1) 報告者数

1,000人

(2) 選定の方法

調査を委託する民間事業者のインターネットモニターに登録している者のうち、今後1年以内に羽田空港 から国内宿泊旅行に行きたいと思っている首都圏在住者を選定する。

6 報告を求めるために用いる方法

調査を委託する民間事業者を通じて、そのインターネットモニターに登録している者に対してアンケートを 告知し、回答数が上限に達した時点で回答受付を締め切る方法による。

7 報告を求める期間

平成28年2月6日から同月8日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県観光交流局観光戦略課のホームページで公表する。

鳥取県告示第79号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定に 基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成28年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又	明乳老の仕託	指定自立支援医	指定自立支援医	ウェナゼ 医療の 徒 類	松 安 左 耳 耳
は名称	開設者の住所	療機関の名称	療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
有限会社ティー	境港市明治町17-	外江薬局	境港市外江町上	育成医療、更生医療、	平成28年2月
エイチシー	1		廻沢2275-1	精神通院医療	1 目
株式会社サニー	米子市車尾南一丁	サニー薬局	米子市車尾南一	"	"
薬局	目15-46		丁目15-46	"	"

鳥取県告示第80号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したの で、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年2月5日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又 は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社ライフ	ヘルパーステーション	鳥取市南安長一丁目	平成28年1月29日	訪問介護
ケアーズ	和ごころ	21-5		

鳥取県告示第81号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、 同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年2月5日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
合同会社ライフケアーズ	居宅介護事業所 和ごころ	鳥取市南安長一丁目21-5	平成28年1月29日

鳥取県告示第82号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定し たので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年2月5日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 曹

事業者の名称又 は氏名	指定に係る事業所の 名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社ライフ	ヘルパーステーション	鳥取市南安長一丁目	平成28年1月29日	介護予防訪問介護
ケアーズ	和ごころ	21-5		

鳥取県告示第83号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30 条の規定により告示する。

平成28年2月5日

鳥取県知事 平 井 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市中砂見字赤坂1533の5

- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

鳥取県告示第84号

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例 (平成15年鳥取県条例第73号) 第11条の規定により次のとおり公表する。

平成28年2月5日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 山 本 晃

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在 地及び面積	採取をする砂 利の種類及び 数量	採取の期間	認可年月日
有限会社コウ	鳥取市湖山町	鳥取市伏野字砂浜	砂(1,757.5立	平成28年1月28日	平成28年1月
メイ	西一丁目692	2285	方メートル)	から平成29年1月	28日
代表取締役		(1,485平方メー		27日まで	
岡村 直美		トル)			

鳥取県告示第85号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、米川土 地改良区が行う土地改良事業(国営中海土地改良事業(弓浜工区) 米川土地改良区 維持管理)に係る土地改 良事業計画の変更を平成28年1月29日認可したので、同法第48条第11項の規定により告示する。

平成28年2月5日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第2号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成28年2月5日

鳥取県教育委員会委員長 中 島

- 1 日時 平成28年2月8日(月)午前10時~
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正について
 - (2) その他

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第1項(第118条においてその例によることとさ れた場合を含む。)の規定に基づき、平成27年度第5回自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとお り告示する。

平成28年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 採用する自衛官候補生(男子)予定数
 - (1) 陸上要員:若干名
 - (2) 海上要員:若干名
 - (3) 航空要員:若干名
- 2 募集期間

平成28年2月12日(金)から同月25日(木)まで

3 試験種目

筆記試験(国語、数学、社会及び作文)、口述試験、適性検査及び身体検査

- 4 試験期日及び試験場
 - (1) 試験期日

平成28年3月4日(金)

(2) 試験場

陸上自衛隊米子駐屯地 米子市両三柳2603

5 合格発表予定日

試験実施日に示す。

6 採用予定時期

平成28年3月下旬又は4月上旬(詳細は、採用予定通知書で通知)

7 応募資格

採用予定月の1日現在で18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第38 条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。

- 8 問合せ先
 - (1) 各市役所及び町村役場(自衛官募集窓口)
 - (2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等

本部 (0857-23-2251)

鳥取募集案内所(0857-26-4019)

倉吉地域事務所 (0858-26-2900)

米子地域事務所 (0859-33-2440)

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国 家公安委員会規則第20号)第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成28年2月5日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級
 - 貴重品運搬警備業務 1級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験

平成28年5月12日 (木) 午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成28年7月2日(土)午前8時30分から午後5時まで

- 3 実施場所
 - (1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

(2) 実技試験

広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター

4 受検定員

5名

- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ法令に関すること。
 - ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。)並び に車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - エ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
 - オ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に 関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - イ 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。
 - ウ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に 関すること。
- 6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、 次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 貴重品運搬警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証 明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- 7 検定申請書の受付期間

平成28年4月18日(月)から同月22日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること (持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)。 なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあっては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所の所在地 を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所に属す
- (3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメ ートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉
- (4) 6の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面
- (5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し
- 10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼 り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

- 11 その他
 - (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
 - (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。

- (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国 家公安委員会規則第20号)第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成28年2月5日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級 貴重品運搬警備業務 2級
- 2 実施日時
 - (1) 学科試験

平成28年5月12日 (木) 午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成28年6月18日(土)午前8時30分から午後5時まで

- 3 実施場所
 - (1) 学科試験

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

(2) 実技試験

広島県広島市佐伯区石内南三丁目1-1 広島県運転免許センター

4 受検定員

5名

- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両(以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。) 並び に車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に 関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に 関すること。
- 6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

平成28年4月18日(月)から同月22日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること(持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)。 なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

- (1) 県内に住所を有する者にあっては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所の所在地 を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあっては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあっては、当該営業所に属す ることを疎明する書面
- (3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメ ートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉
- 10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼 り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) この検定は、鳥取県公安委員会、広島県公安委員会及び島根県公安委員会が共同で実施する。
- (2) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (3) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (4) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23 -0110(代))にすること。

調達公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定 に基づき、次のとおり公告する。

平成28年2月5日

鳥取県立厚生病院長 井 藤 久 旌

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品の名称及び予定数量 灯油 614キロリットル
 - (2) 納入期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

- (3) 1回当たりの納入量 8キロリットル以上
- (4) 納入場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

- (5) 契約金額
 - ア 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した(1)に掲げる物品の1リットル当たりの単価を入札
 - イ 入札者が入札書に記載した単価(以下「入札価格」という。)を契約金額とする。
- 2 入札参加資格

本件入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する 者で、その業種区分が油類・燃料類であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有していない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入 札参加資格の審査を求める申請書類を平成28年2月18日(木)正午までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成28年2月5日(金)から同年3月18日(金)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)

までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出 第157号) 第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)第27条第1項の規定による石油販売業の届出 を行っている者であること。
- (5) この公告に示した物品を、鳥取県立厚生病院長が指定する日時及び場所に確実に納入することができる 者であること。
- 3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局管財課

- 4 入札手続等
 - (1) 入札に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院事務局管財課(外来・中央診療棟4階)

電話 0858-22-8205 (直通)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

平成28年2月5日(金)から同月19日(金)までの間にインターネット上の鳥取県立厚生病院のホームペ ージ (http://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/) から入手すること。ただし、これにより難い者には、 次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成28年2月5日(金)から同月19日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭 和23年法律第178号) に規定する休日を除く。) の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平 成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業 者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によ り、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

アー日時

平成28年3月18日(金)午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月17日(木)午後5 時とする。

イ 場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院第3会議室(外来・中央診療棟5階)

- 5 入札者に要求される事項
 - (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければな らない。
 - (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説 明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成28年2月26日(金)午後5時まで に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに当該書類を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札価格に1の(1)の予定数量を乗じて得た額に100分の108を乗じて得た額の 100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局 財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供 をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。 ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に1の(1)の予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付 しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に 代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第17条の 規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻 日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説 明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会 計規則」という。)、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を供給できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、会計規則第127条 の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。 ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められる とき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められると きは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をも って入札したものを落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した物品に係る平成28年度の予算が否決されたときは、入札を行わないものとする。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Kerosene 614kl
- (2) Delivery period: From 1 April, 2016 through 31 March, 2017
- (3) Delivery place: 150 Higashishouwa—machi, Kurayoshi—shi, Tottori 682-0804 Japan
- (4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation: 5:00 PM, 26 February, 2016
- (5) Date and time for the submission of tenders: 10:00 AM, 18 March, 2016 Deadline for the submission of tenders by registered mail: 5:00 PM, 17 March, 2016
- (6) Please contact for notice: Property Management Division, Administration Department, Tottori

Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishouwa—machi, Kurayoshi—shi, Tottori 682—0804 Japan TEL: 0858—22—8205